

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を平成 30 年 6 月 1 日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく福祉手帳の更新決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2 級へ変更することを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

コンビニエンスストアでアルバイトを始めたが一ヶ月で解雇された。ストレスに非常に弱く一時は対人恐怖症の症状があった。平成 30 年 7 月現在は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の適性検査を受けている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月2日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年1月15日	審議（第29回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を、同条4項は、福祉手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、同条2項で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない旨を、それぞれ定めている。これを受けて、法施行令6条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」とい

う。)と「能力障害(活動制限)の状態」(以下「活動制限」という。)の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。))及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ(法51条の13第1項参照)、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

(2) そして、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされ、このことは、同規則28条1項により、法45条4項の規定による手帳の更新の場合も同じとされているから、本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分に取消し又は変更をすべき理由があるとはできない。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載

されている「アスペルガー症候群 ICDコード（F84.5）」（別紙1・1・(1)）は、判定基準によれば「発達障害（心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害）」に該当する。

また、従たる精神障害として記載されている「双極性感情障害 ICDコード（F31）」（別紙1・1・(2)）は、判定基準によれば「気分（感情）障害」に該当する。

そして、「発達障害」によるものについては、「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」が1級、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」が2級、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」が3級とされ、また、「気分（感情）障害」によるものについては、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

また、留意事項においては、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている（留意事項2・(2)）。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり記載されている。

そして、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）では、「躁状態（感情高揚・易刺激性）」、「情動及び行動の障害（爆発性、暴力・衝動行為、多動）」、「知能、記憶、学習及び注意の障害（遂行機能障害、注意障害）」及び「広汎性

発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害）」に該当するとされ、その「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5・(1)）には、「1日の予定を立てて計画的に行動することが困難。整理整頓ができない。落ち着きがなく喋りすぎる傾向あり。優先順位が付けられず行き当たりばったりの行動をとりがち。気分の波がある。社会性が未熟。」とそれぞれ記載されている。なお、上記病状・状態像等は、おおむね過去2年間の状態について記載されたものである。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、主たる精神障害の「アスペルガー症候群」に関しては、発達障害の主症状である遂行機能障害、注意障害、相互的な社会関係の質的障害は認められるが、知的障害、認知症、その他の記憶障害、学習困難の記載はなく、コミュニケーションのパターンにおける質的障害及び限定した常同的で反復的な関心と活動についての記載はない。これらの症状からするならば、発達障害の主症状は高度とまでは認められない。その他の精神神経症状については、爆発性、暴力・衝動行為、多動が認められるが、その程度や症状について具体的記載はなく、知覚過敏や知覚平板化、手先の不器用、重症の多発性チックについての記載はない。また、従たる精神障害の「双極性感情障害」に関しては、精神症状としては、気分の波があることが認められるが病相頻度や具体的な程度に関する記載はない。抑うつ状態については該当する項目の記載がなく、躁状態に関する項目では感情高揚・易刺激性に限られ、気分（感情）障害に伴う抑うつ状態や躁状態の病相期における病状を裏付ける記載は乏しく、気分（感情）障害の症状が著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の機能障害の程度のうち、「発達障害」に該当する主たる精神障害の「アスペルガー症候群」に

については、障害等級 2 級の「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」とまでは認めがたく、障害等級 3 級の「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」に相当すると考えられ、また、「気分（感情）障害」に該当する従たる精神障害の「双極性感情障害」については、障害等級 2 級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」とまでは認められず、障害等級 3 級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に相当すると考えられる。

以上のことから、請求人の機能障害の程度は、判定基準等に照らして、障害等級 3 級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）の記載の中では、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」が選択されており、この記載のみからすると、留意事項 3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 1 級の区分に該当し得るともいえる。

そして、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）では、8 項目中、判定基準における障害程度 3 級に相当する「おおむねできるが援助が必要」が 2 項目、同じく 2 級に相当する「援助があればできる」が 6 項目と記載されている。

しかし、「現在の生活環境」欄（別紙 1・6・(1)）は「入所（施設名〇〇）」と、生活能力の状態の「具体的程度、状態像」欄（別紙 1・7）には、「コンビニエンスストアで短時間のアルバイト、一日に一食しか食べないなど、身の回りのこと

は見守りや助言が必要。」とされているものの、援助について、誰がどのようなことを、どのように行っているかについての記載がないほか、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）には「共同生活援助（グループホーム）」、「生活保護」とされており、自立訓練（生活訓練）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導等につき記載がない。

以上のことからすれば、請求人は、生活保護を受けつつ、コンビニエンスストアで働き、通院医療を受けながら、グループホームでの生活を維持していることからすると、日常生活や社会生活において一定の制限を受けていることは認められるが、日常生活の基本的な活動において援助がなければできないほどの日常生活に著しい制限を受けている状態にあるとまでは考えられない。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らして、障害等級のおおむね3級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（法施行令6条3項の表の障害等級3級）として障害等級3級に該当するものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のことから、本件処分について2級に変更すべきであると主張する。

しかし、前述（1・2）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症

状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当であることは、上記(2・(3))のとおりであるから、請求人の主張を本件処分の変更理由として採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2(略)